誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 高槻市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称及び用途
- 2 休止 (廃止) しようとする誘導施設の所在地
- 3 休止 (廃止) しようとする年月日

年 月 日

- 4 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 5 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1)休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2)休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置 に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 5 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

(添付図書)

- ・委任状 (代理人による届出を行う場合に限る。)
- ・休止(廃止)しようとする誘導施設の土地の区域並びに周辺を表示する図面
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書